

(証券コード：9504)

平成26年6月5日

株主各位

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

取締役社長 蒔田知英

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成26年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、議決権行使の方法につきましては、後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|----------------------|
| 1. 日 時 | 平成26年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 広島市中区小町4番33号 当社本店 |

◎ 当日は、節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社役員および係員につきましても、軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役15名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（1）

第5号議案 定款一部変更の件（2）

第6号議案 定款一部変更の件（3）

第7号議案 定款一部変更の件（4）

第8号議案 定款一部変更の件（5）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

◎ 招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告および監査役会の監査報告は、別添の「平成25年度報告書」に記載のとおりであります。ただし、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」については、法令および定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、「平成25年度報告書」には記載していません。

なお、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、会計監査人および監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類等の記載内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、下記の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ：<http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席願えない場合は、お手数ながら次のいずれかにより、平成26年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

《書面により議決権を行使される場合》

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、議決権行使書用紙の記載面保護シールを同封しておりますので、ご利用ください。

《インターネット等により議決権を行使される場合》

パソコンまたは携帯電話から、議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って上記行使期限までに賛否をご入力ください。

また、株式会社I C Jが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご利用上の注意点について

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
4. 携帯電話から議決権行使される場合について、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種にのみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031（午前9時～午後9時）

- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対して1株につき50円の安定配当を継続することを、剰余金の処分にあたったの基本方針としております。

当年度の業績は、原料費の増加などから当期純損失となりましたが、上記の基本方針を踏まえ、期末配当につきましては、1株につき25円といたしたいと存じます。これにより、当年度における配当金は、昨年11月にお支払いいたしました中間配当とあわせて1株につき50円となります。

また、当年度の業績に配当所要額を含めた期間収支不足に充当するため、別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社株式1株につき金25円 総額9,066,916,525円
- (3) 期末配当が効力を生じる日
平成26年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 37,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 37,000,000,000円

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役全員(15名)は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式 の数
1 おがわ もりよし 小川 司 徳 (昭和29年8月25日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員人材活性化部門部長(人事) 平成22年6月 当社上席執行役員人材活性化部門長 平成24年6月 当社常務取締役人材活性化部門長 現在に至る	6,000株
2 おの まさき 小野 雅 樹 (昭和26年9月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員人材活性化部門長 平成22年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長 平成23年2月 当社常務取締役電源事業本部副本部長, 上関原子力立地プロジェクト副プロジェクト長 平成25年6月 当社取締役副社長人材育成担当, 考査部門長, 原子力強化プロジェクト長 現在に至る	9,700株
3 かりた ともひで 荻田 知 英 (昭和23年8月17日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役経営企画部門部長(経営計画) 平成18年6月 当社常務取締役経営企画部門長 平成19年2月 当社常務取締役経営企画部門長, 企業再生 プロジェクト長 平成20年2月 当社常務取締役経営企画部門長 平成20年6月 当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成22年6月 当社取締役副社長人材育成担当, 考査部門長, 原子力強化プロジェクト長 平成23年6月 当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 平成25年6月 当社取締役社長 現在に至る	28,725株

	氏名 (生年月日)	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式 の数
4	さこたに あきら 迫谷 章 (昭和26年10月10日生)	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員電源事業本部副本部長 兼. 部長 (総括) 平成22年6月 当社上席執行役員電源事業本部副本部長 兼. 部長 (総括) 平成23年6月 当社常務取締役広報・環境部門長 平成24年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長, 管財部門長 平成25年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長, 上関原子力立地プロジェクト長 現在に至る	6,500株
5	しみず まれしげ 清水 希茂 (昭和27年2月19日生)	昭和49年4月 当社入社 平成21年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長, 電源事業本部島根原子力本部長 平成23年6月 当社取締役副社長コンプライアンス推進 部門長, エネルギア総合研究所長 平成24年6月 当社取締役副社長人材育成担当, 考査部門長, 原子力強化プロジェクト長 平成25年6月 当社取締役副社長電源事業本部長 現在に至る	16,700株
6	せがわ ひろし 畝川 寛 (昭和30年3月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員情報通信部門部長 (事業企画) 平成24年1月 当社退職 平成24年1月 中国企業(株)取締役社長 現在に至る	1,602株
7	たむら ひろあき 田村 浩章 (昭和18年8月24日生)	平成17年6月 宇部興産(株)代表取締役社長, 社長執行役員 グループCEO 平成22年4月 宇部興産(株)取締役会長 現在に至る 平成25年5月 山口県経営者協会会長 現在に至る 平成25年6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 現在に至る 平成25年6月 当社取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 山口県経営者協会会長 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役	400株

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式 の数
8	のぶすえ かずゆき 信 末 一 之 (昭和29年7月2日生)	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員東京支社長 平成22年6月 当社上席執行役員東京支社長 平成23年6月 当社常務取締役経営企画部門長 平成24年6月 当社常務取締役経営企画部門長, 広報部門長 現在に至る	7,900株
9	ひらの まさき 平 野 正 樹 (昭和28年4月23日生)	平成18年1月 経済産業省通商政策局通商交渉官 平成18年7月 同 退官 平成18年7月 電気保安協会全国連絡会議専務理事 平成21年6月 同 退職 平成21年6月 当社執行役員経営企画部門部長 (電源調達) 平成23年6月 当社上席執行役員経営企画部門部長 (設備・技術) 平成24年6月 当社上席執行役員環境部門長 兼. エネルギー 総合研究所長 平成25年6月 当社常務取締役環境部門長, 情報通信部門長, エネルギー総合研究所長 現在に至る	3,900株
10	ふるばやし ゆきお 古 林 行 雄 (昭和28年3月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員電源事業本部部長 (原子力) 平成23年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長, 電源事業本部島根原子力本部長 現在に至る	9,318株
11	まつおか ひでお 松 岡 秀 夫 (昭和30年9月30日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年2月 当社経営企画部門部長 (総括・地域協力) 平成22年6月 当社執行役員流通事業本部副本部長 兼. 部長 (総括) 平成24年6月 当社執行役員流通事業本部副本部長 現在に至る	2,900株
12	まつむら ひでお 松 村 秀 雄 (昭和30年9月9日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員コンプライアンス推進部門部長 (総務) 平成24年6月 当社常務取締役コンプライアンス推進部門長 現在に至る	5,300株

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式 の数
13	もりまえ しげひこ 森 前 茂 彦 (昭和29年7月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員電源事業本部部長（燃料） 平成23年6月 当社執行役員鳥取支社長 平成24年2月 当社執行役員鳥取支社長 兼. 電源事業本部 島根原子力本部副本部長 平成25年6月 当社常務取締役グループ経営推進部門長 現在に至る	3,400株
14	やました たかし 山 下 隆 (昭和18年11月20日生)	昭和41年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役広報部長 平成13年6月 当社常務取締役企画室長 平成13年7月 当社常務取締役企画室長，経営管理システム開発室長 平成13年10月 当社常務取締役経営企画室長，経営管理 システム開発室長 平成15年6月 当社取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長経営企画部門長，エネルギー 事業部門長，エネルギー事業部門エネルギー 事業推進室長，情報通信部門長 平成17年6月 当社取締役副社長電源事業本部長，情報通信部門長 平成18年6月 当社取締役社長 平成23年2月 当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 平成23年6月 当社取締役会長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 中国経済連合会会長	36,103株
15	わたなべ のぶお 渡 部 伸 夫 (昭和29年10月31日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員経営企画部門部長（経営計画） 平成23年6月 当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成25年6月 当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事 業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長 現在に至る	6,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 田村浩章氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 田村浩章氏につきましては、経営にかかわる高い識見と社外での豊富な経験を活かし、当社経営に関して客観的な視点から有益なご意見をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 田村浩章氏は、平成26年6月27日付で宇部興産(株)取締役会長を退任し、同社相談役に就任する予定であります。
- (4) 田村浩章氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年であります。
- (5) 当社は、田村浩章氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。本総会において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (6) 田村浩章氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (7) その他特記すべき事項はありません。
3. 畝川寛氏は、平成26年6月23日付で中国企業(株)取締役社長を退任する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岩崎恭久氏は、本総会終了の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式 の数
ためくみ かずひこ 為 汲 一 彦 (昭和31年10月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社流通事業本部部長 (設備システム) 平成23年6月 当社執行役員流通事業本部部長 (設備システム) 平成24年6月 当社執行役員流通事業本部部長 (総括) 現在に至る	7,700株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案までは、株主（79名）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主の議決権の数は、776個であります。

第4号議案 定款一部変更の件（1）

原子力発電所の廃炉事業

▼提案の内容

当社定款第1章総則 第2条（目的）「本公司は、次の事業を営むことを目的とする」の（2）として、原子力発電所の廃炉事業を追加し、それ以下の事業の番号を繰り下げる。

第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。

（2）原子力発電所の廃炉事業を行う。

- a. 原子力発電事業は行わない。
- b. そのための廃炉検討委員会を設ける。
- c. 廃炉により発生する放射性廃棄物は中国電力本社内に貯蔵して管理する。
- d. 島根原子力発電所3号機には核燃料は装荷しないで、廃炉研究施設として使用する。

▼提案の理由

福島原発事故により、東京電力は福島第一原発1号機から6号機までの廃炉を決めました。当社の島根原発1号機についても、営業運転開始から40年が経過し、廃炉は確実な状況になっています。これから、全国各地の原子力発電所も、多くが廃炉時代に向かっていきます。

しかし廃炉といっても、その行い方や技術は、はっきりと定まっていません。長い月日が掛かりますし、その費用も膨大となります。特に、事故を起こした福島第一原発の1号機から4号機については、廃炉が終了するのは、私たち世代の生存中には不可能だと思います。

当社社員の能力は優れており、技術力も優秀だと聞いております。当社が事業として廃炉事業を行い、これから廃炉を迎える全国各地の原子力発電所について、その事業を営み、廃炉事業収入を得ることは、当社の経営にも大きく貢献するものと考えます。

そのために、当社島根原発3号機は廃炉のための研修施設として活用していきます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において、低廉で安定した電力を供給していくためには、特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが

重要であります。とりわけ、原子力発電につきましては、安全確保に万全を期し、一定の比率で活用していく必要があると考えております。

島根原子力発電所につきましては、原子力規制委員会が策定した新規制基準に確実に対応するとともに、世界最高水準の安全性を不断に追求し、地域のみなさまのご理解を得ながら再稼働・運転開始に向けて取り組んでまいります。

また、原子力発電所の廃炉を実施する場合には、国の規制や監督のもとで安全確保を大前提に適切かつ確実に実施してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

里海・里山の活用保存事業

▼提案の内容

当社定款第1章総則 第2条（目的）「本公司は、次の事業を営むことを目的とする」の（3）として、里海・里山の活用保存事業を追加し、それ以下の事業の番号を繰り下げる。

第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。

（3）里海・里山の活用保存事業を行う。

- a. 10年経過しても、実現出来ない事業は中止して、取得した土地は自然環境保全のための活用に転換する。
- b. 希少生物や保護を要するものが発見された時は、開発をしないでそのままの状態、守っていく環境保全事業に転換する。
- c. 上関原子力発電所は、白紙撤回して、今後は新設や建設は行わない。
- d. 上関原子力発電所の建設計画で取得した用地や土地は、自然保護地としての活用を図る。

▼提案の理由

東京電力は、1922年から尾瀬ヶ原にダム建設を計画しましたが、その後、国立公園に指定され、自然保護運動、建設反対の声で計画は頓挫しました。その結果、自然保護に転換し、木道の建設や湿原復元の事業を行っています。福島原発事故後も事業は解体されず、土地管理・環境整備事業会社として存続させています。

当社は、32年にわたって上関原子力発電所を計画してきましたが、この地域は瀬戸内海国立公園内にあり、天然記念物のカンムリウミスズメや希少な貝類、動植物がいることが分かり、原発を建設するのではなく、保護していく貴重な地域になっています。

原発の安全性は崩れ去りました。原発から出る放射性廃棄物の処分が10万年後にもわたることを考えると、上関原発は建設ができません。よって、取得した土地は、自然保護地として残していくことにします。その環境保全事業を行う事業体をつくり、国立公園の一角を大切に保全していくことにします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、従来から環境問題への取り組みを経営の重要課題の一つとして位置付け、「中国電力環境行動計画」を策定し、電力設備などの設置にあたっては、環境負荷の低減に努めるとともに、生物多様性や景観との調和にも配慮しています。

上関地点につきましては、化石燃料への依存度低減などの観点から当社にとって重要な電源であり、国のエネルギー政策の検討状況等を注視しつつ、引き続き広くみなさまのご理解を得ながら、開発に向け取り組んでまいりる所存であり、建設予定地周辺における環境保全につきましても、地域特性に応じた環境保全措置を行い、万全を期してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

送電、配電事業を切り離し別会社での運営

▼提案の内容

第7章に「送電、配電事業を切り離し別会社での運営」を追加する。

第7章 送電、配電事業を切り離し別会社での運営

第47条 発電事業から送電、配電事業を切り離し別会社での運営をする。

2 本会社の事業目的の電気事業は発電事業のみを行う。

3 今後3年をかけて、送電部門と配電部門を分離していく会社分離のための組織改革を行う。

2017年には送電、配電を行う会社を発足させる。

4 発電事業では原子力に代わり自然再生エネルギーによる発電比率を20%以上としていく。

▼提案の理由

昨年11月改正電気事業法が国会で成立し、これから本格的に電気の供給体制が変わっていくこととなります。その結果、2016年には家庭用の電力小売りが全面自由化され、2018年からは発電と送電部門を別会社にする予定で進んでいくことになっていきます。

このことは、従来から株主提案をし続けていて、遅まきながら法的にも制度的にも実施されて

いくということですが。当社は原子力発電の比率が11%と少なく、中国地方に供給する大口事業所の中には、大規模自家発電設備をもっていて、電力契約離れが起こる可能性が広がってきます。家庭用や小売に依存している当会社においては、早急に対応を考え実施する必要があります。

そのためには、原子力発電による電気はいらぬとの消費者のニーズと、低廉な電気単価のものを提供しなくてはなりません。

定款に定めて、会社経営を3年間以内に、本格的な自由化に備えていけるようにしていく提案をします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

電力の安定供給を確保するためには、特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながら、発電から小売りまで一貫した事業者が一体的に供給する体制が望ましいと考えています。

一方、送配電部門の中立性向上のためには、発電部門と送配電部門の分離の必要性があることが電力システム改革の報告書等で示されております。

今後の電気事業体制の審議にあたっては、こうした安定供給確保の側面と送配電部門の中立性向上の側面の両方から十分な検証・検討が行われる見込みであり、当社としては、現時点で発電部門と送配電部門の分離を実施する予定はありません。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

原子力発電所周辺自治体との住民の安全確保等に関する協定の締結

▼提案の内容

第8章に「原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の締結」を追加する。

第8章 原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の締結

第48条 住民の安全を確保することを目的として、原子力発電所から半径50km内の自治体と「原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結する。

2 協定の内容は、立地自治体と周辺自治体においては同一の内容とする。

3 立地自治体とその周辺の自治体で締結する協定の内容は、原子力発電所の新增設の計画及び原子炉施設に重要な変更を行う時、また再稼働させる時、原子炉を解体する時の事前了解を、明確に規定するものとする。

▼提案の理由

福島原発事故において、環境中に漏れ出した放射性物質は福島を中心とした東北地方、そして北関東まで汚染してしまいました。放射線に敏感な子供を抱える家庭では、福島県内はもちろんのこと、関東でも西日本への避難を選択する人が、多数あります。

この事故を教訓に、原子力防災範囲は一気に拡大されることとなりました。原発から半径5 km内をPAZ、30 km内をUPZとしてそれぞれ防護措置が取られる区域とされ、加えて、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）として、概ね50 kmの範囲が示されています。福島原発事故に照らし合わせれば、この範囲でも不十分ですが、これらの自治体とは、原発事故の被害が及ぶ範囲として、最低限、安全協定が必要です。

なおかつ、明確でない再稼働時の事前了解等を含む内容とし、全ての自治体が住民の安全を確保するための権限を有するために、同一の協定内容でなければなりません。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、島根原子力発電所に係る安全協定を締結している自治体はもとより、周辺自治体に対しても、地域のみなさまの安全確保および環境保全を図る観点から、平常時および異常時の情報連絡を行っております。

なお、周辺自治体からの安全協定の締結の要請に対しては、協議を継続させていただいており、引き続き真摯に対応してまいり所存です。

当社といたしましては、安全協定の締結の有無にかかわらず、引き続き、情報連絡等を誠実に行っていくことで、地域のみなさまの安全・安心が確保できるよう、最大限努力してまいります。したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

原子力損害賠償保険の締結

▼提案の内容

第9章に「原子力損害賠償保険の締結」を追加する。

第9章 原子力損害賠償保険の締結

第49条 原子力発電所の膨大な事故の発生に鑑み、補償として当会社として全責任を負う事のできる額の損害賠償保険を掛ける事にする。

2 その額は、1発電所について10兆円を最低限度額にする。

3 福島原発事故の最終賠償金額が決定した時点において前項の額を超えたり、新たに原子力発電所の事故により、前項の損害賠償額を超えるようなことがあれば、最低金額を変更する。

▼提案の理由

原発の事故が起きた時に、被害の賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入が義務づけられています。この金額は、通常の商業規模の原子炉の場合は、現在1200億円となっています。この金額では、十分な賠償を行うことはできません。

この3年間で、福島第一原発事故の損害額は11兆円に達しました。2年3カ月前の約2倍となっています。内訳は、除染費用が2兆5千億円、中間貯蔵施設の整備費用が1兆1千億円、汚染水対策費用が2兆円等で未曾有の被害金額となっており、このほかにも莫大な費用が必要となっています。

11兆円の費用の中には、40年続くとされている廃炉費用は含まれていません。これからも莫大な費用が必要となります。

そこで、原子力発電所の事故に鑑み、事故発生責任者として全金額が賠償できるように、当面、10兆円の原子力損害賠償保険を締結することとします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所の事故を決して起こしてはならないという確固たる決意のもと、原子力規制委員会が策定した新規制基準に確実に対応するとともに、世界最高水準の安全性を不断に追求し、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

万一、原子力損害が発生し、原子力損害の賠償に関する法律に定める「賠償措置額」を上回る賠償責任が原子力事業者に生じた場合には、原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日施行）により、賠償の迅速かつ適切な実施等に向け、同機構から原子力事業者に対して必要な資金援助等が行われるよう定められております。

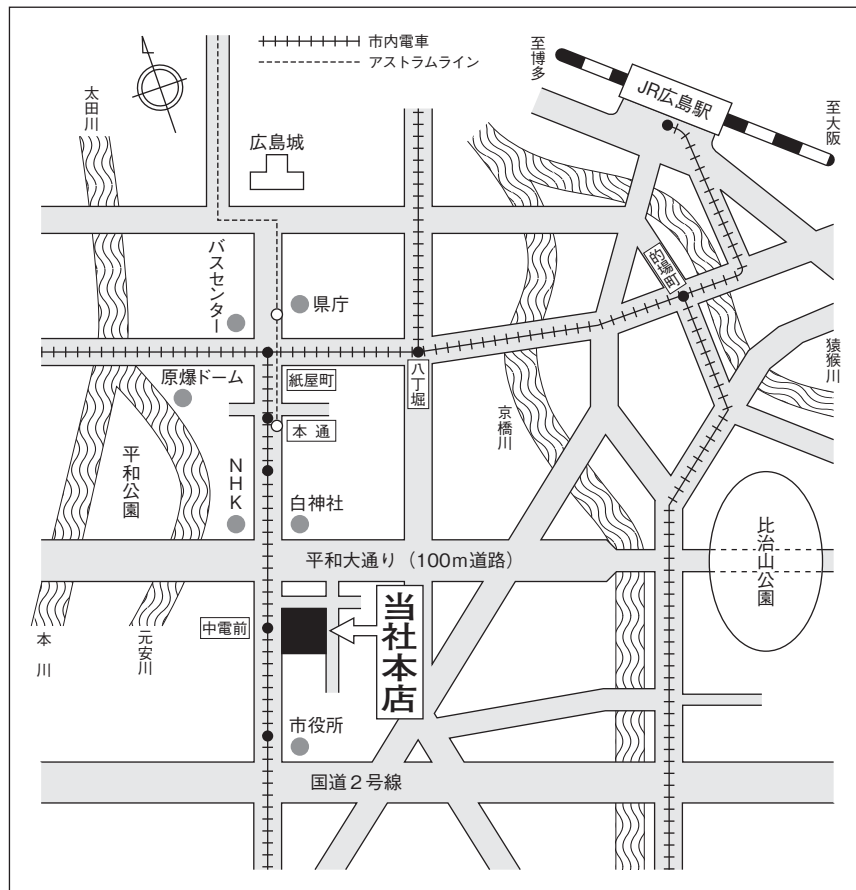
したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 広島市中区小町4番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停 「中電前」



公共交通機関等をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。